

京都大学研究連携基盤副基盤長に関する内規

平成27年4月28日

基盤運営委員会制定

- 第1 この内規は、京都大学研究連携基盤（以下「基盤」という。）要項（以下「要項」という。）第10の規定に基づき、副基盤長に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2 基盤に、副基盤長2名を置く。
- 第3 副基盤長は、研究所等（要項別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の長のうちから、基盤長が指名する。
- 第4 副基盤長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する基盤長の任期の終期を超えることはできない。
- 第5 副基盤長のうち1名は副委員長を兼ねるものとする。
- 第6 副基盤長は、基盤長を補佐し、基盤長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 第7 この内規に定めるもののほか、副基盤長に関し必要な事項は、基盤長が定める。

附 則

この内規は、平成27年4月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。